

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 源泉所得税の納期の特例

Q: 従業員が少ないときは、源泉徴収した所得税を毎月納めなくてもよいと聞きました。本当でしょうか。

A: 源泉所得税額は、その徴収の日の属する月の翌月10日までに納付するのが原則ですが、給与の支給人員が常時10人未満である事務所、事業所等については、所轄税務署長の承認を受けて、給与や退職手当、税理士等の報酬について源泉徴収した所得税を次のように年2回にまとめて納付してもよいことになっています。

源泉所得税の区分	納期限
1月から6月までに支払った所得から源泉徴収した所得税額	7月10日
7月から12月までに支払った所得から源泉徴収した所得税額	翌年1月10日 (一定の要件を満たす場合は1月20日)

この制度の適用を受けるためには、給与等の支払事務所等の所在地の所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることが必要です。

納期の特例の承認申請について承認の通知があった場合には、その効力は通知の到達した日(通知がない場合には、その申請書の提出があった日の属する月の翌月末日)に生じますので、その日以後に法定納期限の到来するものから適用されることになります。

